

厚生委員会請願・陳情説明資料

令和2年7月1日

件名	頁
1 元受理番号12 全てのがん検診無料化及び女性のがん検診毎年実施を求める陳情	2
2 受理番号4 3歳児健診でカメラ型のオートレフラクトメーターを用いた検査や視能訓練士・眼科医が視力を測る体制と各保健センターにおける相談窓口を早急に構築するよう求める請願	4

(衛 生 部)

件名	元受理番号 1 2 全てのがん検診無料化及び女性のがん検診毎年実施を求める陳情																																							
所管部課名	衛生部データヘルス推進課																																							
陳情の要旨	1 全てのがん検診を無料にしてください。 2 女性のがん検診を毎年実施してください。 3 乳がんの早期発見のため、マンモグラフィだけでなく、以前のように視触診も復活してください。																																							
陳情者等	請願文書表のとおり																																							
内容及び経過	<p>1 がん検診自己負担額の導入について 平成 25 年度より、一人当たり経費の 3 割程度の自己負担を導入した。 令和元年度より、他区の自己負担額の比較を行い、胃がん内視鏡検診の自己負担額の設定並びに乳がん検診及び子宮頸がん検診の自己負担額を見直した。 なお、乳がん検診及び子宮頸がん検診は、令和元年度より自己負担額を 500 円に引き下げるとともに、70 歳までの偶数年齢の未受診者（子宮頸がんは 30 歳から、乳がんは 40 歳から）に申し込みはがき付のリーフレットを送付し、受診勧奨を強化した。今後、自己負担額の引き下げによる受診率向上の効果について検証していく。</p> <p>(1) がん検診自己負担額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>元年度 自己負担額</th> <th>一人当たり 経費 (委託料)</th> <th>25 年度 自己負担額</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>胃がんハイリスク</td> <td>1,000 円</td> <td>3,344 円</td> <td>1,000 円</td> <td rowspan="2">※胃がん内視鏡検診は、令和元年 7 月より新規実施</td> </tr> <tr> <td>胃がん内視鏡</td> <td>2,000 円</td> <td>17,743 円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>大腸がん</td> <td>300 円</td> <td>1,067 円</td> <td>300 円</td> <td rowspan="7">※乳がん検診は視触診廃止により平成 29 年度より自己負担額が 2,200 円となった</td> </tr> <tr> <td>子宮頸がん</td> <td>500 円</td> <td>6,159 円</td> <td>2,000 円</td> </tr> <tr> <td>乳がん</td> <td>500 円</td> <td>8,338 円</td> <td>2,500 円</td> </tr> <tr> <td>肺がん X 線</td> <td>800 円</td> <td>3,437 円</td> <td>800 円</td> </tr> <tr> <td>肺がんかく痰検査</td> <td>300 円</td> <td>2,090 円</td> <td>300 円</td> </tr> <tr> <td>前立腺がん</td> <td>800 円</td> <td>2,169 円</td> <td>800 円</td> </tr> </tbody> </table> <p><参考> 公益財団法人日本対がん協会の全国自治体（全国 1,741 の自治体）を対象とした「がん検診の指針に関するアンケート」のうち、胃がん検診に関する調査（平成 30 年 11 月実施 回答 1,004 自治体）において、内視鏡検診において自己負担がある自治体は 92.6%（276/296 自治体）である。 平成 30 年度大腸がん検診を特定健診と同時に勧奨することで、受診者が平成 29 年度の 21,018 人から 47,221 人と増加した。</p>		元年度 自己負担額	一人当たり 経費 (委託料)	25 年度 自己負担額		胃がんハイリスク	1,000 円	3,344 円	1,000 円	※胃がん内視鏡検診は、令和元年 7 月より新規実施	胃がん内視鏡	2,000 円	17,743 円	—	大腸がん	300 円	1,067 円	300 円	※乳がん検診は視触診廃止により平成 29 年度より自己負担額が 2,200 円となった	子宮頸がん	500 円	6,159 円	2,000 円	乳がん	500 円	8,338 円	2,500 円	肺がん X 線	800 円	3,437 円	800 円	肺がんかく痰検査	300 円	2,090 円	300 円	前立腺がん	800 円	2,169 円	800 円
	元年度 自己負担額	一人当たり 経費 (委託料)	25 年度 自己負担額																																					
胃がんハイリスク	1,000 円	3,344 円	1,000 円	※胃がん内視鏡検診は、令和元年 7 月より新規実施																																				
胃がん内視鏡	2,000 円	17,743 円	—																																					
大腸がん	300 円	1,067 円	300 円	※乳がん検診は視触診廃止により平成 29 年度より自己負担額が 2,200 円となった																																				
子宮頸がん	500 円	6,159 円	2,000 円																																					
乳がん	500 円	8,338 円	2,500 円																																					
肺がん X 線	800 円	3,437 円	800 円																																					
肺がんかく痰検査	300 円	2,090 円	300 円																																					
前立腺がん	800 円	2,169 円	800 円																																					

(2) 国の無料クーポン事業

女性のがん検診の無料クーポン事業は国の実施要綱に基づき、令和2年度も実施していく。

対象者は、下表に定める生年月日に該当する者

対象	生年月日
子宮頸がん検診	平成11(1999)年4月2日～平成12(2000)年4月1日
乳がん検診	昭和54(1979)年4月2日～昭和55(1980)年4月1日

2 女性のがん検診（子宮頸がん検診・乳がん検診）の受診間隔

国の「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針について」（平成20年3月31日付健発第0331058号厚生労働省健康局長通知）の別添「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」（以下「国の指針」という。）において、子宮頸がん検診及び乳がん検診ともに2年に1回実施するものとされている。このことから、区では2年度に1回、子宮頸がん検診及び乳がん検診を実施している。

3 乳がん検診における視触診の実施

医師による視触診は、国のがん検診のあり方に関する検討会において、がんの早期発見には最適とはいえないことや精度管理上の課題等があるとの指摘がなされ、平成28年度に国の指針の改正から推奨されなくなった。そのため、区においても、平成29年度より廃止した。

なお、自己触診法については、35歳及び39歳の女性に対し、自己触診を勧めるリーフレットを個別に送付し、また、「ピンクリボンあだち」や「舎人公園 千本桜まつり」において自己触診用のグローブの配布などを行っている。

問題点等

件名	<p>受理番号4</p> <p>3歳児健診でカメラ型のオートレフラクトメーターを用いた検査や視能訓練士・眼科医が視力を測る体制と各保健センターにおける相談窓口を早急に構築するよう求める請願</p>
所管部課名	衛生部保健予防課
請願の要旨	<p>1 乳幼児の目の健康について、足立区は現在、区の指導はない。そのため、保護者は知識がないまま異常に気付かずに手遅れになってしまっている現状がある。</p> <p>3～4か月児健診などで乳幼児の視覚の発達について小児の視機能管理を保護者に冊子などを用いて周知・啓発するよう求める。</p> <p>2 弱視の早期発見・早期治療につなげるために、3歳児健診においてカメラ型のオートレフラクトメーターを用いた検査や、視能訓練士・眼科医が視力を測る体制を早急に構築するよう求める。</p> <p>3 集団健診以外にも整備されるまでの間の即時対応策として、3歳になったら眼科医でオートレフラクトメーターを用いた検査を受けるよう、保護者に呼びかけることを求める。</p> <p>4 2020年度からはデジタル教科書の普及や、小学校でのプログラミング教育の必修化など、子どもがパソコンやタブレット型端末を扱う機会が多くなり、子どもの目が酷使されやすい環境となる。常日頃から子どもの視力について相談できる窓口の設置や、各保健センターで不定期でもカメラ型のオートレフラクトメーターを用いた検査が受けられる支援体制を早急に構築するよう求める。</p>
請願者等	請願文書表のとおり
紹介議員名	長谷川 たかこ議員
内容及び経過	<p>【現在の状況】</p> <p>1 3～4か月児健診においては、小児科医により「追視」や「斜視」など眼の見え方について診察を行っている。また、母子健康手帳には、「視覚の発達について」記載されているほか、視覚の発達と視力が不安な場合のチェック方法や、日本視能訓練士協会の「目の健康を調べるチェックシート」のURLも掲載されている。</p> <p>2 機器そのものが海外製であり、日本での精度管理に関するデータが少ない。また、現在、日本における診療報酬点数の対象検査となっていない。加えて、国及び東京都が示している3歳児視覚検査の推奨検査に入っていない。以上の点から区では、導入については今後の研究課題としている。</p> <p>オートレフラクトメーターを用いた検査の導入に関しては、特別区保健予防課長会にて、特別区における活用の状況と課題等について一定の整理を行ったが、実施については各区の判断となっている。</p>

	<p>3 3歳児健診の視力検査は、東京都のマニュアルに準拠しながら実施している。加えて、視力検査のみではなく、明るい日差しをまぶしがったりしないか、普段テレビや物を見るとき顔の向きや目についての心配事等の問診も行っている。心配のあるお子さんについては、精密健康診査票等を発行し、眼科医療機関への受診を勧奨している。また、眼科医療機関での検査結果を把握し、経過観察及び治療の場合は、地区担当保健師がフォローしている。</p> <p>4 子どもの視力についての相談は、各保健センター等で随時、保健師が受けしており、相談内容によって経過観察健診や医療機関の紹介を行う体制となっている。</p>
<p>問題点等</p>	